

〔令和 7 年 3 月 25 日〕
農技 第 1195 号

茨城県における G A P の推進方針

茨城県

茨城県におけるGAPの推進方針

第1 趣旨

- 持続性の高い農業を実現するためには、収益性の確保された経営であるとともに、農産物の生産段階から出荷に至る全工程に潜むリスクを適正に管理し、より効率的で効果的な技術や仕組みを取り入れる農業生産工程管理（GAP）を実践することが必要である。
- 本県では、平成26年3月に茨城県GAP規範を策定し、食品安全・環境保全・労働安全の3分野からなるGAPの取組を推進してきた。また、東京オリンピック・パラリンピック大会の農産物の調達基準に対応するため、茨城県GAP第三者確認制度を創設（平成29年12月）し、県による確認・登録を実施してきた。
- 国は、食料・農業農村基本計画（令和2年3月）において、「令和12年までにはほぼ全ての産地で国際水準GAPが実施されるよう、現場での効果的な指導方法の確立や産地単位での導入を推進する。」とし、これまでの食品安全・環境保全・労働安全の3分野のGAPの取組に、人権保護・農場経営管理を加えた5分野のGAPの取組からなる国際水準GAPガイドライン（令和4年3月）を策定したところである。
- GAPを実践することは、法令遵守やリスクを未然に防止する改善活動等に取り組むこととなり、結果として農産物の品質向上、農業経営の改善や効率化が図られ、また、環境負荷低減、人権保護等のSDGsにも資するものであることから、消費者、実需者等からの信頼性向上につながることを期待される。また、農産物の輸出や民間企業との取引の際に、GAP実践の信頼性の証としてGAP認証の取得が求められる事例が増えており、本県においても認証数が増加している。
- このため、農業の持続可能性の確保及び農産物の販路拡大等を図ることを目的として、本県における国際水準GAPガイドラインに基づくGAPを広く推進するべく、本方針を策定する。

第2 本県のGAP推進の方針及び目標

1 方針（考え方）

- 農林水産省が策定した国際水準GAPガイドラインに基づき、生産現場におけるGAPの実施を推進するとともに、その普及啓発を行っていく。
- 国際水準GAPガイドラインに基づく、農業者又はその組織する団体（以下「農業者等」という。）のGAPの実施やGAP認証の取得を支援するため、国際水準GAPを指導することができる普及指導員等（以下「GAP指導員」という。）を育成する。
- GAP認証の取得を目指す農業者等に対して、専門家の派遣等により認証取得の支援を行う。

2 推進期間及び目標

- 令和7年度から令和11年度までを推進期間とする。ただし、本県における国

際水準GAPの推進状況等を踏まえ必要な検討を行い、適宜、適切な見直しを行うものとする。

- 目標：国際水準GAPを実施する農業者を概ね50%増加
(参考) 現状値 (R5)：260→目標値：400

第3 推進のための施策等

1 国際水準GAPの実施の推進

- 県は、農林水産省が策定した、食品安全、環境保全、労働安全、人権保護及び農場経営管理の5分野を含む国際水準GAPガイドラインに基づき、農業者等のGAPの実施を推進する。
- 国際水準GAPの理解促進を図るために、農業者等に向けた研修会等を開催する。
- GAPの実施に当たっては、普及指導員を中心とするGAP指導員が国際水準GAPガイドラインを活用し、農業者等にGAPの実施を指導・支援する。
なお、GAP指導員は、生産現場や産地の実態、農業者等が抱えている課題に応じて、GAPへの取り組み方や指導方法等を設定するものとする。

2 GAP指導員の育成

- 農業者等のGAPの実施に当たっては、GAP指導員からの指導・支援により、農業者等の生産工程管理における気づきを得ることが重要であることから、GAP指導員の育成に取り組む。
- GAP指導員の育成に当たっては、国や県、民間機関等による各種研修等の受講により、国際水準GAPの5分野に関する知識や関係法令等の理解を深めていくこととし、受講する職員のレベルに合わせた研修を選択・活用することとする。
- GAP指導員の育成に当たっては、県内の農林事務所経営・普及部門及び地域農業改良普及センター（以下「普及センター」という。）間で均衡を図るよう配慮するものとする。
- 普及センターにおいては、GAP指導員間で情報共有及び指導スキル向上を図るよう努めるものとする。

3 GAP認証の取得支援

- 本県では、これまで、GAP認証の取得を目指す農業者等にGAP認証取得支援アドバイザーを派遣することにより、支援を行ってきた。
- 引き続き、GAP認証取得支援アドバイザーの派遣による指導を継続していくことに加え、GAP指導員による支援体制を確立することにより、GAP認証の取得を目指す農業者等に対するきめ細かな支援を行っていく。

4 産地と連携したGAPの推進

- 普及センターでは、毎年度GAP指導に係る計画を作成し、JAの部会を含

む農業者等に対するGAP指導を実施する。

- GAP認証の取得を目指す農業者等に対しては、普及指導員のGAP指導に加え、GAP認証取得支援アドバイザーの派遣等により支援していく。

第4 体制

1 県関係機関の役割

(1) 普及センター

- 農業者等に対する国際水準GAPの指導及びGAPの普及・啓発

(2) 農業総合センター専門技術指導員室

- 専門技術の指導（GAP指導員及び農業者等への高度な指導・助言等）

(3) 農林事務所企画調整部門振興・環境室

- GAPの普及・啓発及び市町村との連絡・調整

(4) 農業技術課有機農業・気候変動対策推進室

- GAP推進に係る企画・調整、GAP指導員の育成、GAP認証取得支援

2 その他

(1) 茨城県農業協同組合中央会・全国農業協同組合連合会茨城県本部

- JAに対するGAPの取組の普及・推進
- GAP研修等を通じた営農指導員等の育成

(2) その他民間の専門家等

- GAP認証取得支援アドバイザーへの協力等

3 推進会議の開催

- 農業技術課有機農業・気候変動対策推進室長は、必要に応じて会議を開催し、産地や農業者に対するGAP指導の方針に係る検討や情報共有を行うことにより、本県での国際水準GAPの推進を図るものとする。

第5 附則

- 1 本方針は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 本方針の施行に伴い、茨城県GAP規範並びに茨城県GAP第三者確認制度実施要領、茨城県GAP第三者確認制度確認基準、茨城県GAP第三者確認制度審査委員会設置要領、茨城県GAP第三者確認制度調査運営要領及び茨城県GAP第三者確認制度に基づく「調査（現地調査）」業務に係る相互補完体制運営要領並びにいばらき農産物安全対策推進会議設置要領及びいばらき農産物安全対策推進会議東京オリンピック・パラリンピック農産物利用推進検討会設置基準は廃止する。